

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	国際熱帯木材機関（ITTO）拠出金	種別	任意拠出金	30年度 予算額	—	総合評価	C
拠出先 国際機関名	国際熱帯木材機関（ITTO）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>(1) 設立経緯等・目的：熱帯林の持続可能な経営を促進し、合法的な伐採が行われた森林からの熱帯木材の国際貿易を発展させるため、木材生産国と木材消費国との間の国際協力を促進することを目的に、「1983年国際熱帯木材協定（ITTA）」に基づき、ITTOは1986年に日本に設立された。2017年5月末時点での加盟国は、生産国35か国、消費国37か国の計72か国及び欧州連合（EU）。</p> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標：本件拠出金は、ITTOの中核的な活動の一つである熱帯木材生産国における持続可能な森林経営（SFM）等を支援するためのプロジェクト実施に充てられる。ITTOのホスト国である日本が本件事業により応分の貢献を果たすことは、熱帯木材生産国における各種プロジェクトの実施を通じ、日本が重視している森林保全分野における地球規模の環境課題の解決に大きく貢献する。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ITTOは、熱帯林の持続可能な経営を促進し、合法的な伐採が行われた森林からの熱帯木材の国際貿易を発展させることを目標としており、熱帯木材生産林の持続可能な経営のための基準・指標及び熱帯木材生産林の持続可能な経営のためのガイドラインといった加盟国共通の政策ツール等の開発及び普及を行っているほか、目的の達成に向けた加盟国による取組を支援するため、設立以来約1,000件のプロジェクトを実施している。 ITTOの取組の成果については、年次報告書の形で加盟各国に配布するほか、ホームページで広く一般に向けて発信している。また、年4回、160か国以上、約15,000の団体・個人にITTOニュースレターを無償配布し、ITTOのビジビリティの確保にも貢献している。 森林管理、森林減少・劣化の抑制、熱帯木材生産林における環境サービス、地域における森林管理の推進、適切な熱帯木材貿易の推進等SDG15「陸上資源」等に資するテーマ別プロジェクトを、アフリカ、アジア・太平洋、南米の各熱帯木材生産国において実施し（2017年11月時点で、森林再生・森林管理分野28件、経済・統計・市場分野5件）、熱帯林の持続可能な経営を促進している。 ワシントン条約（CITES）との共同プログラムにより、CITESリスト掲載樹種の保全・増殖に係る研究及び管理者への研修等を行っている。 生物多様性条約（CBD）との共同イニシアティブにより、熱帯林における生物多様性の保全のため、生態系保全・熱帯木材生産林管理に係る研究・手法開発及び関係者への能力開発等を実施している。 日本は、ITTOの実施する各プロジェクト等が同機関の目的と適合したものになるよう、毎年実施される生産国から提出されたプロポーザルの審査や拠出すべきプロジェクト等の選定に係るドナー国間の調整を主導している。 						
2 組織・財 政マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> 外部監査 対象年度：2016年、実施主体：BDO東陽監査法人、報告・提出月：2017年7月、結果及び対応：特段の指摘事項なし 財政状況の報告 報告・提出月：2017年7月（2016年度）・過去の不適切な拠出金の運用により損失が発生したことが2015年11月に判明したことを受け、日本は2016年度の任意拠出の執行を取りやめたほか、2017、2018年度については本件任意拠出金の予算要求を行わないこととした。 ITTOとして損失問題に係る加盟国代表による委員会を設置し、事実関係の究明や再発防止策及び損失処理策の検討を行った。2016年の理事会で、同様の事案の再発防止のための内部規則の全面改正が行われたほか、翌2017年の理事会において最終的な欠損処理の内容が了承され、損失問題については区切りがついた。 日本はホスト国として事務局との連絡を密にするとともに、損失問題に係る加盟国代表による委員会にメンバーとして参画し、事実関係の究明や再発防止策及び損失処理策の検討・決定に貢献した。その結果、2016年の理事会で行われた内部規則の全面改正につながった。 また、2017年12月の理事会では、不適切な拠出金の運用を行った当時の事務局長以下関係者の責任追及を引き続き行うべき旨主張した結果、その旨が反映された決定が採択された。 						

3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> 日本の重要な外交課題の一つである地球環境の保全に関し、ITTOは、同目標達成のための重要な要素の一つである熱帯木材生産林の保全推進のため、熱帯木材生産国を対象にSFMの促進、森林減少及び森林劣化の抑制を目的としたプロジェクト等を実施している。日本がITTO本部のホスト国としてその活動を支援していくことは、日本外交政策に合致するだけでなく、国際社会に対し重要な環境課題に対する日本の積極的な取組を示すことができ、有益である。 また、2016年に成立した「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」においても、政府には違法伐採の抑止等のための国際協力の推進が求められており、さらに違法伐採対策としてのSFM促進の重要性はG7伊勢志摩サミット首脳宣言においても再確認されているところ、ITTOを通じた活動は、日本外交政策のみならず、国際的な重要な課題に効果的に対処する観点からも有用である。 日本は、理事会等への参加を通じ、事務局運営や予算案等の財政事項に関する議論に積極的に参画し、日本の意見が反映された決定が採択されている。 日本は、ITTOの意思決定を行う理事会において加盟国に配分される票について、主要木材消費国として、EU、中国に次ぐ票数を有しており、ITTOの意思決定に意向を反映できる地位を確保している。 ITTOは、熱帯木材分野に特化した唯一の国際機関であり、その専門性を活かし、日本だけでは効果的に実施することが困難なプロジェクト等を行っている。プロジェクト等への日本からの拠出については、林野庁及び環境省が連携して関与することで、二国間協力との整合性が図られている。 日本はホスト国として、ITTO事務局長及び事務局次長等と日頃より連絡を密にし、緊密な意見交換を行うことで、損失問題への対応を含む事務局の運営において、日本の意向が反映されるよう努めている。直近では2018年3月にディターレ事務局長が外務本省を訪れ、外務省幹部との意見交換を行った。 日本は、外務省、林野庁及び環境省が連携しながら、毎年11月頃に開催される機関としての意思決定の場である理事会及びその下部会合に恒常的に出席することにより、日本としての外交方針に合致した取組を増強するよう促している。 														
4 日本人職員・ポストの状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>加盟国等の数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)</th><th>全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)</th><th>うち、 日本人職員数</th><th>うち、 日本人幹部職員数</th><th>日本人職員の比率 (2017年12月末時点)</th><th>日本人職員数 (前年同時期)</th><th>日本人幹部職員数 (前年同時期)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>72か国及びEU</td><td>10</td><td>1</td><td>0</td><td>10%</td><td>2</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	加盟国等の数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)	72か国及びEU	10	1	0	10%	2	1
加盟国等の数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)									
72か国及びEU	10	1	0	10%	2	1									
その他特記事項 :															
<ul style="list-style-type: none"> 従来、幹部ポスト4名のうち1名を日本人職員が占め、林野庁出身の後藤健氏が事務局次長を務めていたが、2017年3月で定年退職。同ポストには、2018年4月に現役林野庁職員の赤堀聰之氏が着任。 ITTO事務局は、幹部含め職員数が26名、専門職以上が10名と小規模であるが、幹部ポストに空席が生じた際には、適切な人材の発掘・マッチングや事務局への働きかけを行っている。 															
5 PDCAサイクルの確保等															
PLAN	年1回行われる理事会に参加し、日本の外交政策上の重要事項に照らしつつ、事業実施計画案及び予算案を検討し、決定する。 また、予算策定の段階から、拠出金の適切な運用がなされるよう働きかけを行う。														
	DO	日本からの任意拠出金支出。事務局において、上記決定に基づき、計画を実施する。ITTO事務局長及び事務局次長等との日頃からの緊密な連絡を通じ、事業実施計画及び予算の適切な執行をモニタリング。													
	CHECK	報告書・理事会報告等に基づき運営・活動を評価する。													
	ACT	理事会等各種会合を通じて適宜改善を提案する。													
<ul style="list-style-type: none"> 過去の不適切な拠出金の運用による損失発生を受け、2016～2018年度まで、日本は任意拠出の執行を取りやめている状態。 															
担当課室名	地球環境課														